

菰崎市（選管）告示第 20 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項、第 75 条第 1 項、第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項、同条第 11 項、第 5 条第 1 項及び同条第 15 項の規定による直接請求をすることのできる選挙人名簿登録者の一定数は、次のとおりである。

令和 7 年 9 月 1 日

菰崎市選挙管理委員会
委員長 下村 貞俊

直接請求のできる選挙人名簿登録者の一定数

選挙人名簿登録人員総数 に対する一定数の割合	直接請求の種類	選挙人名簿登録者人数の 一定数
50 分の 1 の数	市の条例の制定若しくは 改廃の請求、監査の請求 又は合併協議会設置の請 求	473 人
6 分の 1 の数	合併協議会設置協議につ いて住民投票の請求	3,940 人
3 分の 1 の数	市の議会の解散の請求又 は市長、市の議会の議員、 副市長、市の選挙管理委 員会の委員、市の教育委 員会の委員の解職請求	7,879 人